

## 7月号 CONTENTS

### エレベーター事故から学ぶこと

リスクファイナンスを活用した企業防衛 第40回 会社の保険その3

企業を取巻くリスクとその対策 第4回 取引先企業の重要情報を利用した株取引の結末

時流を読む 「金融商品取引法成立」「ウルトラマン利用権を侵害」

## リスクコストを予算化し管理する

### エレベーター事故から学ぶこと

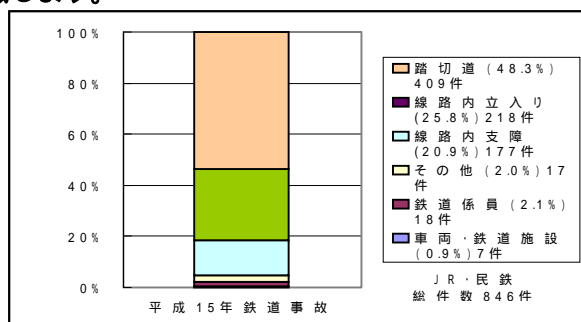
エレベーターの公共事業シェア第2位であるシンドラ社製エレベーター事故トラブルが社会問題になっています。死亡事故を発端に、度重なる同社製品の事故トラブルが報告されたためです。そして、いくつかの考えさせられる事故の特徴が伝えられました。特徴(問題)は3つ挙げられます。最初に住民に対するお詫びを含めた情報開示の遅れ、2つ目は、公共工事入札と合わせて浮上したメンテナンスの問題、最後に安全に関するコスト管理の問題です。最初の問題は情報開示の遅れです。欧米企業では訴訟社会を生き抜いてきた結果、一般的に、謝罪はしないものです。今回の国内事故では、同様に対応した結果、社会的批判と「死のエレベーター」というイメージを植え付けさせてしまいました。その国その国に応じた危機管理の対応があるのだという特徴的な事例を作ったのではないのでしょうか。二番目にメンテナンス上の問題です。国内メーカー各社はエレベーターのメンテナンスをグループ会社に委託していた構造があります。これ自体は公正な競争の原則から考えればおかしな事かもしれません。しかし、メーカーからの技術情報は提供されていたため、シンドラ社のように技術情報を提供しなかった事によるメンテナンス上の事故を防ぐ事が出来ています。公正な競争を前提としながらも、技術情報の開示ルールのあり方が求められます。そして最後に入札という仕組みに基づくコスト管理が、結果的に安全面に充分コスト配分されてなかったのではという憶測を招いたことです。

事故は偶然に起こる錯覚を私たちに抱かせますが、そうではありません。安全に係る意識と個々の対策が確実に図れていくことで始めて減少または軽減させることができるということを再確認させられた

事故だと考えます。尼崎福知山線の脱線事故以降、JR・民間鉄道含めて案全対策に係るコストを増強し、ホームページなど幅広くその取り組みをPRするようになりました。鉄道事故の48.3%は踏切道で発生しており(グラフ参照)、踏切道の廃止または構造改良など急ピッチで進められている状況も報告されています。

「国際標準IEC61508機能安全」、これは工作機器や化学プラント等、計装を使用した安全装置の信頼性をいかに維持するかを定めた国際規範です。

国内でも同様に、「JIS-C0805」という番号で日本規格協会から発行されています。規格には4段階の安全度水準(SIL)が規定され、基準とする許容リスクまでの遞減量を規定しています。なお、この規格を生み出した環境は、「自己診断機能によって、信頼性が大幅に改善される事で、稼働率も向上し、経済性も改善される」という欧州でのシェル社、BP社等の進歩及び普及の歴史が背景にあります。国内で安全対策の議論が出る度に安全に係るコスト管理の重要性を認識します。



(出典：社団法人 日本民営鉄道協会)

# リスクファイナンス を活用した企業防衛

～リスクファイナンス第40回～

リスクファイナンスとは、リスクにおける経済的損失に対する各種対策を総称する用語です。

日本アルマックでは、この領域を、独自に「財務リスクマネジメント」と体系化させてコンサルテーションしています。

財務リスクマネジメントの視点に立った資金対策事例をご紹介します。

## 会社の保険

### その3 含み益・含み損(2)

会社の決算書から貸借対照表(通称、バランスシートともいう)を見ると、左側に「資産の部」、右側に「負債の部」と「純資産の部」に分かれています。

この内、「資産の部」の下の方に目をやると、「投資等」という科目の中に「保険積立金」という勘定科目があります。

もし皆さまがこの勘定科目を見つけたのなら、この会社が支払った保険料に、資産計上している保険契約があることを現しています。そして、前回までこの項を読まれた読者なら、資産計上されている保険料が全額資産計上されているのか、2分の1資産計上されているのかということが、頭によぎることでしょう。

さらに一歩進んで、ここに記載されている保険積立金の額と、実際に今この保険契約を解約した場合の解約返戻金の額は、どの程度違っているのか(これを言い換えると、どの程度含み益・含み損があるのだろうか)と考えることでしょう。

さて今回は、この含み益・含み損の活用方法を考えてみます。

決算書上で、含み益または含み損があるということは、1. 儲かっている会社は、保険積立金欄で含み損がもしあれば、保険契約を解約するだけで、節税になります。この場合節税のための現金資金は必要ありません。一般的に節税したい場合、節税した額以上の現金が社外に流出して資金繰りリスクを負いますので、経営に与える影響が無いのが特徴です。

2. 儲かっていない会社の場合では、逆に保険積立金の欄が含み益の状態であれば、保険契約を解約することで、赤字額を少なく押さえる効果があります。

さて、具体的に事例に当てはめて効果を検証してみましょう。

#### 例) A社の保険契約内容

保険契約商品	終身保険 / 終身払い(年払)
保険積立金	6,500万円
解約返戻金	5,000万円
の年間支払保険料	500万円
年間の事業利益	1億円

上記は、儲かっている会社の例です。

この会社は、保険契約の含み損が1,500万円あります。したがって、保険を解約すれば、1,500万円の損失が計上されるため、実効税率が41%だと615万円の節税になります。

また、この会社は年間500万円資産計上となる保険料を支払っていましたが、同じ金額分だけ損金性の保険に組替える事で、205万円(500万円×41%)がここでも節税できます。

さらに、解約返戻金5,000万円も活用できます。

これを例えば従業員の退職金積立を目的にして、養老保険の福利厚生加入型期間10年全期間前納年払方式に満期時年金払い特約をつける形態にする事で、当該年度分の保険料2分の1が損金扱いとなり、ここでも205万円(5,000万円の1年分×41%)、理論的に節税出来ます。

以上、この3つの対策を合計すると、新たな資金の流出をしないで、1,025万円の節税を成功したことになります。

もちろん、保険という商品は保障という大事な役割があることが前提ですし、保険の見直しの必要もない場合に、このようなテクニックを使うことにも問題があります。

しかし、財務改善を行いたい時に、もう一度保険契約の中味を専門家に分析してもらい、現在契約している保険に課題が見つかるようでしたら、財務対策も併せて考えてみるのも悪くはないでしょう。

## 第4回 取引先企業の重要情報を利用した株取引で

### インサイダー取引疑惑が発覚

#### インサイダー取引

平成 年5月、兵庫県のコンサルティング会社のA社が、取引先上場会社B社の総務部長より、近く同業他社をM & Aで吸収し、規模拡大を実施するという内部情報を入手した。そのことを知ったA社の役員は、そのことを社長に報告し、内密に会社名義及び個人名義でその上場会社の株を大量に購入した。その後、予定通りにB社はM & Aを行い、株価が高騰した時点で売却したA社及びA社の役員は、多額の利益を受け取ることに成功した。しかしながら、一連の経過を知るA社の社員が内部告発を行い問題が表面化、証券取引法違反で関与していた代表者を含む役員2名が逮捕され、信用が失墜。経営者不在の状況で契約解除が相次ぎ、廃業せざるを得なかった。

先日、東京地検特捜部は、村上ファンドの村上氏らを証券取引法違反（インサイダー取引）で逮捕した。

インサイダー取引とは、会社の内部情報に接する立場にある会社役員等が、その特別の立場を利用して、会社の重要な内部情報を知り、その情報が公表される前に、会社の株式等を売買することをいいます。

インサイダー取引を行った場合、取引で得た財産を没収・追徴される可能性があるだけでなく、個人の場合は3年以下の懲役または300万円以下の罰金、法人の場合は3億円以下の罰金が科されます。その他の責任として、株主代表訴訟や株売買の取引相手から損害賠償請求を受ける可能性があります。証券取引市場においては、過去の事例としても、コクドやカネボウ、ライブドア等の不祥事が頻発しており、今後厳しい法規制の網がかぶせられるのは間違いありません。

#### 発生の頻度と損害の大きさ(強度)について

証券市場がグローバル化する中で、物言う株主が増加傾向にあり、今後も日本企業が襟を正さない限り、不祥事は続発する傾向にあると思われます。日本版SOX法等の法整備に、どこまで日本企業が対応できるかが大きな焦点となるでしょう。

#### リスク対策

##### リスクコントロール対策（技術的対策）

インサイダー取引防止のためには、する側もされる側も細心の注意を図り、倫理観をもって取引を行うことが必要です。

会社情報の適時、適切な開示

（重要情報を出来る限り早く公表すること）

情報管理体制の整備

（秘密保持契約の締結等）

規制についての理解促進

（社内研修の実施等）

自社株売買手続きの規定作成

社内規定の整備とその実効性の確保

つづく

株式会社日本アルマック 執行役員  
シニアリスクコンサルタント  
社会保険労務士  
松本 一成

# 時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自然と時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょ。

## 金融商品取引法成立

2001年米国では、直前まで優良企業と見られていたエンロン、ワールドコム破綻で投資家に膨大な被害がでました。そして資本市場における投資家の信頼回復という目標を掲げて、2002年7月サーベンス・オクスリー法（通称、SOX法）が成立したのですが、これはCEO（最高経営責任者）とCFO（最高財務責任者）に報告内容の正当性の保証と宣誓、内部統制の整備状況と運営状況に関する報告書提出を義務付けたもので、経営者には最高禁固刑20年という重い罰則を適用した点でも画期的であり、かつ厳しい内容になっています。

今回国会で可決された「金融商品取引法」は、このSOX法に該当する部分が含まれています。

いよいよ国内でも日本版SOX法が施行されますが、懲役期間最高10年に延長、四半期決算の開示義務付けなど、今までよりも大変厳しい内容です。

株式を上場するには、それだけ社会的責任が重いのだと自覚させられる法律が成立しました。

## ウルトラマン利用権を侵害

日本の製造業は、技術供与を条件に中国進出していきました。業績拡大できた一方、国内下請業者は大きな影響を受けています。長引く景気低迷とも重なり、廃業・破綻に追い込まれた会社も多くあったと聞きます。

さて、中国でシェアを伸ばしてきたメーカーの方も、技術供与契約期間が過ぎてから、新たな大きな問題に直面することになりました。

メーカーが知らないところで国内メーカーの名前で製造された部品が中国発で世界中に大量に流通しています。この事態を受けてメーカーはその対策に多くの時間を費やすことになりました。品質が良くないものも出回っていることから、そのメーカーの名前を信じて購入したお客様からクレームや訴訟沙汰になる事例が世界中から舞い込んでいます。その損失規模2~3兆円といえますから実に莫大です。

記事は、ウルトラマンという私たちに馴染み深いキャラクターの利用権に関するものです。これも知的財産権に関するガードが甘いという日本の実情を垣間見るような記事かもしれません。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

## 編集後記

突然、湿っぽい話で恐縮ですが、先日、娘の担任の先生が急逝されました。入学式当日「目でお話しは聴く」。小学校で一番初めに教わった、非常に大きなインパクトがあり、大人になっても大切なこと。母親達には「子どもを沢山褒めてやって下さい」の訓え。一人一人の良い所を伸ばそうと、細かい所まで本当にきちんとみて下さり、厳しさの根底にある優しさ、それは子ども達にも伝わったのでしょうか、皆、先生が大好きでした。「O先生は僕のこと抱きしめてくれるんや」コミュニケーション力不足が懸念される今の子ども達の近くから、素晴らしい先生が去ってしまったことが残念でなりません。「亡くなった時に、その人の人となりが出ると思う」肉親を亡くした友人が云った一言に、O先生と出会えたことに感謝する今日この頃です。O先生、安らかに眠り下さい（櫻井）

 VOL.43  
2006.7  
2006年7月発行 定価420円（税込）

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。